

介護予防・生活支援サービス

利用料一覧表

○お示している金額は
敦賀市が定める額(法
定代理受領)が1割の
方の金額です。

令和6年4月1日現在

敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」 従前相当サービス

★指定通所介護相当サービス(総合事業費が適用される費用)

1. 通所介護相当サービス利用料(1カ月につき)

項目	利用料	備考
通所介護相当サービス費	週1回程度利用	※ この利用料はサービス提供体制強化加算(Ⅲ)《週1回程度利用の方は1月あたり24円、週2回程度利用の方は1月あたり48円》を含んだ金額です。 ※ 要支援1の方の週2回程度の利用はできません。
	週2回程度利用	

2. 利用される方の心身の状況、機能訓練の内容に応じ必要となる利用料(1カ月につき)

項目	利用料	適用
生活機能向上グループ活動加算	100円	利用者の生活機能の向上を目的とし、共通の課題を有する複数の利用者でグループを作り、日常生活上の支援のための活動を行った際に必要となります。
若年性認知症利用者受入加算	240円	初老期(40歳以上65歳未満)の認知症の方が利用する際、必要となる場合があります。

3. その他の利用料

項目	利用料
科学的介護推進体制加算	40円(1カ月につき)

4. 介護職員等の処遇改善に係る利用料

項目	利用料
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、上記1. から3. の合計金額に59/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)として、上記1. から3. の合計金額に10/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記1. から3. の合計金額に11/1000を乗じた金額を加算いたします。

(総合事業費が適用されない費用)

項目	利用料
昼食代	650円(1食あたり)

敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」 従前相当サービス

★指定通所介護相当サービス(総合事業費が適用される費用)

1. 通所介護相当サービス利用料(1カ月につき)

項目	利用料	備考
通所介護相当サービス費	週1回程度利用	※ この利用料はサービス提供体制強化加算(Ⅲ)《週1回程度利用の方は1月あたり24円、週2回程度利用の方は1月あたり48円》を含んだ金額です。 ※ 要支援1の方の週2回程度の利用はできません。
	週2回程度利用	

2. 利用される方の心身の状況、機能訓練の内容に応じ必要となる利用料(1カ月につき)

項目	利用料	適用
生活機能向上グループ活動加算	100円	利用者の生活機能の向上を目的とし、共通の課題を有する複数の利用者でグループを作り、日常生活上の支援のための活動を行った際に必要となります。
若年性認知症利用者受入加算	240円	初老期(40歳以上65歳未満)の認知症の方が利用する際、必要となる場合があります。

3. その他の利用料

項目	利用料
科学的介護推進体制加算	40円(1カ月につき)

4. 介護職員等の処遇改善に係る利用料

項目	利用料
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、上記1. から3. の合計金額に59/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)として、上記1. から3. の合計金額に10/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記1. から3. の合計金額に11/1000を乗じた金額を加算いたします。

(総合事業費が適用されない費用)

項目	利用料	備考
昼食代	650円(1食あたり)	※ 陶芸材料費は、「ぬくもりの里」で陶芸教室に参加された際に必要となります。
陶芸材料費(「ぬくもりの里」のみ)	200円(1工程あたり)	

敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」 **基準緩和**
 敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」 **サービス**

★指定通所型基準緩和サービス(A型) (総合事業費が適用される費用)

1. 通所型基準緩和サービス(A型)利用料(1カ月につき)

項目	利用料
通所型基準緩和サービス(A型)費	月4回程度 1,361円
	月8回程度 2,676円

(総合事業費が適用されない費用)

項目	利用料	備考
陶芸材料費 (「ぬくもりの里」のみ)	200円 (1工程あたり)	※ 陶芸材料費は、「ぬくもりの里」で陶芸教室に参加された際に必要となります。

敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」 **従前相当**
サービス

★指定訪問介護相当サービス (総合事業費が適用される費用)

1. 訪問介護相当サービス利用料(1カ月につき)

項目	利用料	適用
訪問介護相当Ⅰ	1,176円	介護予防ケアマネジメントにおいて1週間に1回程度の訪問が必要と認められた方
訪問介護相当Ⅱ	2,349円	介護予防ケアマネジメントにおいて1週間に2回程度の訪問が必要と認められた方
訪問介護相当Ⅲ	3,727円	介護予防ケアマネジメントにおいて1週間に2回を超える程度の訪問が必要と認められた方 ※要支援2の方に限られます。

2. 利用される方の状況等に応じて必要となる利用料

項目	利用料	適用
初回加算 (1カ月につき)	200円	初回の利用またはその初回の利用月内に、サービス提供責任者が訪問介護相当サービスを行った場合に必要となります。

3. 介護職員等の処遇改善に係る利用料

項目	利用料
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、上記1. 及び2. の合計金額に137/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として、上記1. 及び2. の合計金に63/1000を乗じた金額を加算いたします。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記1. 及び2. の合計金に24/1000を乗じた金額を加算いたします。



敦賀市社会福祉協議会
介護予防・生活支援サービス事業所一覧

サービスの種類	事業所名・電話番号	所在地
施設に来ていただくサービス	敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」 電話 20-1777(代) 20-1666	敦賀市御名70号11番地の2
	敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」 電話 22-2250(直通) 22-3133(代)	敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター 「あいあいプラザ」内
自宅に訪問させていただいて提供するサービス	敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」 電話 22-7222(直通) 22-3133(代)	